

平成 29 年 12 月五島市議会定例会議案表

(平成 29 年 12 月 6 日提出)

番号	事件名	ページ
議案第 132 号	五島市光情報通信網あり方検討委員会条例の制定について	1
議案第 133 号	五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	4
議案第 134 号	五島市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務専念義務の特例に関する条例の一部改正について	5
議案第 135 号	五島市立養護老人ホーム松寿園条例の廃止について	6
議案第 136 号	五島市立学校設置条例の一部改正について	7
議案第 137 号	五島市立幼稚園条例の廃止について	8
議案第 138 号	五島市雇用機会拡充支援事業補助金審査委員会条例の制定について	10
議案第 139 号	五島市営住宅管理条例の一部改正について	13
議案第 140 号	五島市道路占用料徴収条例の一部改正について	14
議案第 141 号	財産の処分について	16
議案第 142 号	財産の無償譲渡について	17
議案第 143 号	財産の減額譲渡について	20
議案第 144 号	工事請負契約の変更について	22
議案第 145 号	久賀島観光交流拠点センターの指定管理者の指定について	23
議案第 146 号	住民センターの指定管理者の指定について	24

議案第 147 号	児童館の指定管理者の指定について	25
議案第 148 号	富江構造改善センターの指定管理者の指定について	26
議案第 149 号	営農研修施設の指定管理者の指定について	27
議案第 150 号	多目的集会施設の指定管理者の指定について	28
議案第 151 号	繁敷地区集会施設の指定管理者の指定について	29
議案第 152 号	漁村センターの指定管理者の指定について	30
議案第 153 号	平成 29 年度五島市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 154 号	平成 29 年度五島市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 155 号	平成 29 年度五島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 156 号	平成 29 年度五島市診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
報告第 17 号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）	31
報告第 18 号	専決処分の報告について（平成 29 年度五島市一般会計補正予算（第 3 号））	別冊

議案第132号

五島市光情報通信網あり方検討委員会条例の制定について
五島市光情報通信網あり方検討委員会条例案を次のとおり提出する。

平成29年12月6日提出

五島市長 野口市太郎

五島市光情報通信網あり方検討委員会条例 (設置)

第1条 市が設置する光情報通信網（以下単に「光情報通信網」という。）の管理のあり方を検討するため、五島市光情報通信網あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務等)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、光情報通信網の管理のあり方に関し必要な事項を調査審議する。

2 委員会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 受益者（光情報通信網を用いたケーブルテレビ又はインターネットのサービスの提供を受ける者をいう。）を代表する者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適當と認める者
- (委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指

名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及びその職務を代理すべき委員が共に欠けたときは、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、学識経験を有する委員1人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特に専門的な知識を必要とする場合は、委員長は、委員以外の専門家を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(資料提出等の要求)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(審議結果の答申)

第8条 委員会は、その調査及び審議が終わったときは、速やかにその結果を市長に答申しなければならない。

(会議録の作成)

第9条 委員長は、会議録を作成し、開会の日時及び場所、出席委員等の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 委員会に出席した者は、審査内容を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務企画部情報推進課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

(委員会の招集の特例)

- 2 この条例の施行後最初に招集すべき委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正)

- 3 五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（平成16年五島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1情報化推進委員会委員の項の次に次のように加える。

光情報通信網あり方 検討委員会委員	5,500円		
----------------------	--------	--	--

(提案理由)

市が設置する光情報通信網の管理のあり方に関し必要な事項を調査審議するため、五島市光情報通信網あり方検討委員会を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第133号

五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成29年12月6日提出

五島市長 野口市太郎

五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例
五島市長及び副市長の給与に関する条例（平成16年五島市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「789,000円」を「804,000円」に改め、同条第2号中「646,000円」を「658,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

五島市議員報酬及び特別職給料審議会の答申を受け、市長及び副市長の給料の月額を改定するため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第134号

五島市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務専念義務の特例に関する条例の一部改正について

五島市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務専念義務の特例に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成29年12月6日提出

五島市長 野口市太郎

五島市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務専念義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

五島市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務専念義務の特例に関する条例（平成27年五島市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中「573,000円」を「584,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

市長及び副市長の給料月額の改定に伴い、教育長の給料月額についても同様の改定を行うため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 135 号

五島市立養護老人ホーム松寿園条例の廃止について

五島市立養護老人ホーム松寿園条例を廃止する条例案を次のとおり提出する。

平成 29 年 12 月 6 日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市立養護老人ホーム松寿園条例を廃止する条例

五島市立養護老人ホーム松寿園条例（平成 16 年五島市条例第 109 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

五島市立養護老人ホーム松寿園の経営を社会福祉法人に移譲することに伴い、五島市立養護老人ホーム松寿園条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 136 号

五島市立学校設置条例の一部改正について

五島市立学校設置条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 29 年 12 月 6 日提出

五島市長 野口市太郎

五島市立学校設置条例の一部を改正する条例

五島市立学校設置条例（平成 16 年五島市条例第 214 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 五島市立福江小学校の項の次に次のように加える。

五島市立福江小学校樺島分校	五島市伊福貴町 931 番地 2
---------------	------------------

別表第 1 五島市立樺島小学校の項を削る。

別表第 2 五島市立福江中学校の項の次に次のように加える。

五島市立福江中学校樺島分校	五島市伊福貴町 931 番地 2
---------------	------------------

別表第 2 五島市立樺島中学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

休校中の樺島小学校及び樺島中学校について、樺島小学校を福江小学校の分校に、樺島中学校を福江中学校の分校にするため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 137 号

五島市立幼稚園条例の廃止について

五島市立幼稚園条例を廃止する条例案を次のとおり提出する。

平成 29 年 12 月 6 日提出

五島市長 野口市太郎

五島市立幼稚園条例を廃止する条例

五島市立幼稚園条例（平成 16 年五島市条例第 216 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
(五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正)
- 2 五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（平成 16 年五島市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 小中学校校医（幼稚園医）の項中「(幼稚園医)」を削る。
別表第 3 中「小中学校校医（幼稚園医）報酬基準表」を「小中学校校医報酬基準表」に改め、同表中幼稚園医の項を削る。
(五島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)
- 3 五島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年五島市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

教育委員会	五島市立幼稚園条例（平成 16 年五島市条例第 216 号）による入園に関する事務であって、教育委員会が別に定めるもの（以下「市立幼稚園入園事務」という。）
	五島市奨学資金貸与条例（平成 16 年五島市条例第 218 号）による奨学金の貸与に関する事務であって、教育委員会が別に定めるもの（以下「奨学金貸与事務」という。）

を

」

「

教育委員会	五島市奨学資金貸与条例（平成16年五島市条例第218号）による奨学金の貸与に関する事務であって、教育委員会が別に定めるもの（以下「奨学金貸与事務」という。）
-------	--

に改める。

」

別表第2 教育委員会の部市立幼稚園入園事務の項を削る。

別表第3 教育委員会の部市立幼稚園入園事務の項を削る。

（提案理由）

五島市立福江幼稚園の経営を学校法人に移譲することに伴い、五島市立幼稚園条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第138号

五島市雇用機会拡充支援事業補助金審査委員会条例の制定について
五島市雇用機会拡充支援事業補助金審査委員会条例案を次のとおり提出する。

平成29年12月6日提出

五島市長 野口市太郎

五島市雇用機会拡充支援事業補助金審査委員会条例 (設置)

第1条 市内における雇用の増加に直接寄与する民間事業者等の創業又は事業の拡大を支援するために市が交付する雇用機会拡充支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、補助金の交付の対象となる候補者を選定するため、五島市雇用機会拡充支援事業補助金審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務等)

第2条 審査会は、市長の諮問に応じて、補助金の交付の対象となる候補者を選定するための審査を行う。

2 審査会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審査会は、委員長及び委員14人以内で組織する。

2 委員長は、地域振興部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 商工団体及び金融機関を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 長崎県職員
- (4) 市職員

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 前条第3項第1号、第3号及び第4号に掲げる者のうちから委嘱され、又は任命された委員 その本来の職にある期間
- (2) 前条第3項第2号に掲げる者のうちから委嘱された委員 2年。ただし、

当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、市職員である委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料提出の要求等)

第7条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市の各機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(審査結果の答申)

第8条 審査会は、その審査が終わったときは、速やかにその結果を市長に答申しなければならない。

(会議録の作成)

第9条 委員長は、会議録を作成し、開会の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、地域振興部商工雇用政策課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（平成16年五島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1企業立地雇用促進審議会委員の項の次に次のように加える。

雇用機会拡充支援事業補助金審査委員会委員	5,500円		
----------------------	--------	--	--

(提案理由)

五島市雇用機会拡充支援事業補助金の交付の対象となる候補者を選定するため、雇用機会拡充支援事業補助金審査委員会を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第139号

五島市営住宅管理条例の一部改正について

五島市営住宅管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成29年12月6日提出

五島市長 野口市太郎

五島市営住宅管理条例の一部を改正する条例

五島市営住宅管理条例（平成16年五島市条例第199号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第10条」を「第11条」に改める。

第13条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第15条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第39条及び第40条中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第140号

五島市道路占用料徴収条例の一部改正について

五島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成29年12月6日提出

五島市長 野口市太郎

五島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

五島市道路占用料徴収条例（平成16年五島市条例第198号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「1平方メートル若しくは1メートル」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

別表第1中「310円」を「300円」に、「480円」を「470円」に、「650円」を「630円」に、「280円」を「270円」に、「450円」を「440円」に、「620円」を「600円」に、「28円」を「27円」に、「170円」を「160円」に、「560円」を「540円」に、「240円」を「230円」に、「760円」を「670円」に、「12円」を「11円」に、「17円」を「16円」に、「25円」を「24円」に、「34円」を「33円」に、

「50円 を 49円 に、「67円」を「65円」に、「120円」を
」 「」

「110円」に、「340円」を「330円」に、「380円」を「340円」に、「230円」を「200円」に、

「8円 を 7円 に、「76円」を「67円」に、「56円」を「54円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第3条第5項及び別表第1の規定は、この条例の施行の日以後になされる占用に係る占用料について適用し、同日前になされた占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

道路法施行令（昭和27年政令第479号）の一部改正により、国の道路占用料の額等が見直されたことから、市の道路占用料の額等についても同様に見直すため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第141号

財産の処分について

五島市立養護老人ホーム松寿園の土地について、次のとおり処分する。

平成29年12月6日提出

五島市長 野口市太郎

1 売 払 い 財 産 土地

(1) 所 在 五島市松山町196番

(2) 地 目 宅地

(3) 面 積 7, 538. 27 平方メートル

2 売払いの相手方 五島市下崎山町699番地

社会福祉法人 さゆり会

理事長 林田輝久

3 売払い予定価格 135, 000, 000円

(提案理由)

財産の処分については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年五島市条例第50号）第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第142号

財産の無償譲渡について

五島市立養護老人ホーム松寿園の建物及びその附属施設について、次のとおり無償で譲渡する。

平成29年12月6日提出

五島市長 野口市太郎

1 無 償 譲 渡 財 産 (1) 本体建物

ア 所 在 五島市松山町196番地

イ 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

ウ 床面積 2,998.13平方メートル

(2) 車庫・機械室

ア 所 在 五島市松山町196番地

イ 構 造 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき
平家建

ウ 床面積 90.00平方メートル

(3) 機械室

ア 所 在 五島市松山町196番地

イ 構 造 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき
平家建

ウ 床面積 15.43平方メートル

(4) 洗濯干場A

ア 所 在 五島市松山町196番地

イ 構 造 鉄骨造

ウ 床面積 9.79平方メートル

(5) 洗濯干場B

ア 所 在 五島市松山町196番地

イ 構 造 鉄骨造

ウ 床面積 22.32平方メートル

- (6) 洗濯干場C
ア 所 在 五島市松山町196番地
イ 構 造 鉄骨造
ウ 床面積 16.32平方メートル
- 2 無償譲渡の目的 第3次五島市行政改革大綱に基づく養護老人ホーム松寿園の民営化に当たり、本体建物及びその附属施設を無償で譲渡することにより、民営化後における安定的な老人福祉事業の運営に資するため。
- 3 無償譲渡の相手方 五島市下崎山町699番地
社会福祉法人 さゆり会
理事長 林 田 輝 久
- 4 無償譲渡の条件 相手方は、無償譲渡された財産について、無償譲渡の期日の翌日から起算して10年間を経過する日まで引き続き、養護老人ホームの施設として利用し、かつ、当該施設において次の事業を実施するものとし、第三者へ転売し、又は譲渡することはできないものとする。やむを得ない事情により、養護老人ホームの施設以外の目的に利用しようとするとき、又は事業を中止するときは、あらかじめ市と協議し、同意を得なければならない。
- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第3号に規定する措置を受けた者を短期入所させ、養護する事業
 - (2) 老人福祉法第11条第1項第1号に規定する措置を受けた者を入所させ、養護する事業
 - (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する訪問介護に関する事業
 - (4) 介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護及び同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護に関する事業
 - (5) 介護保険法第8条第7項に規定する通所介護に関する事業

る事業

- (6) 介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護及び同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護に関する事業
- (7) 介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当する事業
- (8) 介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の整備等に関する法律第5条による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当する事業

5 無償譲渡の期日 平成30年4月1日

(提案理由)

財産を適正な対価なくして譲渡することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第143号

財産の減額譲渡について

五島市立福江幼稚園の建物について、次のとおり減額して譲渡する。

平成29年12月6日提出

五島市長 野口市太郎

1 減額譲渡財産 建物（園舎）

(1) 所在 五島市木場町500番地2

(2) 構造 鉄筋コンクリート造2階建

(3) 床面積 1,237.72平方メートル

2 減額譲渡の目的 五島市行政改革大綱に基づく五島市立福江幼稚園の民営化に当たり、建物を減額して譲渡することにより、民営化後における同園の安定的な運営及び幼児教育の充実を図るため。

3 減額譲渡の相手方 五島市末広町2番地6

学校法人 双葉学園

理事長 成田寿仁

4 減額譲渡の条件 相手方は、減額譲渡財産について、減額譲渡の期日の翌日から起算して10年間を経過する日まで引き続き幼稚園、認定こども園（幼保連携型）又は認定こども園（幼稚園型）の施設として利用すること。

5 減額譲渡の期日 平成30年4月1日

6 減額する金額 45,325,000円

7 減額後の譲渡金額 20,575,000円

(提案理由)

財産を適正な対価なくして譲渡することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要がある。こ

れが、この案を提出する理由である。

議案第144号

工事請負契約の変更について

平成28年7月25日に議決された議案第65号工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更する。

平成29年12月6日提出

五島市長 野 口 市太郎

「4 工事請負金額 818, 961, 840円」を「4 工事請負金額 834, 987, 960円」に改める。

(提案理由)

緑丘小学校校舎改築工事（1期建設、1期改修）【建築】に係る工事請負契約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年五島市条例第50号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第145号

久賀島観光交流拠点センターの指定管理者の指定について

五島市久賀島観光交流拠点センター条例（平成29年五島市条例第2号）第11条第1項の規定により、久賀島観光交流拠点センターの指定管理者を次のとおり指定する。

平成29年12月6日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
久賀島観光交流拠点センター	五島市久賀町217番地3 久賀島ファーム 会長 稲田富保	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで

(提案理由)

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第146号

住民センターの指定管理者の指定について

五島市住民センター条例（平成16年五島市条例第20号）第3条第1項の規定により住民センターの指定管理者を次のとおり指定する。

平成29年12月6日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
下大津住民センター	五島市下大津町769番地 下大津郷 郷長 野口初範	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
上大津住民センター	五島市上大津町336番地5 上大津公民館 館長 吉田隆正	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
三尾野住民センター	五島市三尾野一丁目1番25号 三尾野郷 郷長 中村安美	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
松山住民センター	五島市松山町18番地 五島市福江文化団体協議会 会長 江頭直善	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
野々切住民センター	五島市野々切町2976番地4 野々切町内会 会長 清水音之	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
赤島住民センター	五島市赤島町516番地 赤島町自治会 会長 釣永公雄	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
黄島住民センター	五島市黄島町51番地 黄島町内会 会長 山下雅真	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
伊福貴住民センター	五島市伊福貴町372番地 伊福貴町 町長 浦智博	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで

(提案理由)

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第147号

児童館の指定管理者の指定について

五島市児童館条例（平成16年五島市条例第99号）第4条第1項の規定により、
児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

平成29年12月6日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
ふくえ児童館	五島市木場町653番地2 社会福祉法人 木の実会 理事長 谷川和啓	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで

(提案理由)

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第148号

富江構造改善センターの指定管理者の指定について

五島市富江構造改善センター条例（平成16年五島市条例第162号）第3条第1項の規定により、富江構造改善センターの指定管理者を次のとおり指定する。

平成29年12月6日提出

五島市長 野 口 市太郎

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
丸子地区構造改善センター	五島市富江町長峰3752番地1 丸子町内会 会長 丸山繁利	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
女亀地区構造改善センター	五島市富江町土取808番地1 女亀町内会 会長 中野直一	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
山手地区構造改善センター	五島市富江町山手373番地 山手町内会 会長 平野徳男	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
田尾地区構造改善センター	五島市富江町田尾1169番地 田尾町内会 会長 山口博吉	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
田ノ江地区構造改善センター	五島市富江町松尾512番地3 田ノ江町内会 会長 阿野謙吾	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
横ヶ倉地区構造改善センター	五島市富江町松尾1704番地 横ヶ倉町内会 会長 阿野忠則	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
土取地区構造改善センター	五島市富江町土取1596番地4 土取町内会 会長 岩田弘孝	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで

(提案理由)

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第149号

営農研修施設の指定管理者の指定について

五島市営農研修施設条例（平成16年五島市条例第163号）第3条第1項の規定により、営農研修施設の指定管理者を次のとおり指定する。

平成29年12月6日提出

五島市長 野 口 市太郎

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
狩立営農研修施設	五島市富江町狩立42番地2 狩立町内会 会長 向井勇二	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
岳営農研修施設	五島市富江町岳732番地 岳町内会 会長 松山忠男	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで

(提案理由)

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第150号

多目的集会施設の指定管理者の指定について

五島市多目的集会施設条例（平成16年五島市条例第165号）第3条第1項の規定により、多目的集会施設の指定管理者を次のとおり指定する。

平成29年12月6日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
山下多目的集会施設	五島市富江町山下283番地5 山下町内会 会長 福森英信	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
山崎多目的集会施設	五島市富江町岳1946番地2 山崎町内会 会長 尾崎士郎	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで

(提案理由)

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第151号

繁敷地区集会施設の指定管理者の指定について

五島市繁敷地区集会施設条例（平成16年五島市条例第183号）第3条第1項の規定により、繁敷地区集会施設の指定管理者を次のとおり指定する。

平成29年12月6日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
繁敷地区集会施設	五島市富江町繁敷751番地イ 繁敷町内会 会長 大島岩夫	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで

(提案理由)

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第152号

漁村センターの指定管理者の指定について

五島市漁村センター条例（平成16年五島市条例第189号）第3条第1項の規定により、漁村センターの指定管理者を次のとおり指定する。

平成29年12月6日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
富江漁村センター	五島市富江町富江528番地18 小島町内会 会長 馬場紀章	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで

(提案理由)

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

報告第17号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された和解及び損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年12月6日提出

五島市長 野口市太郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分する。

平成29年11月15日

五島市長 野 口 市太郎

和解及び損害賠償の額の決定について

公用車が五島振興局駐車場内のバリカー（車止め）に接触した交通事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

1 和解及び損害 五島市福江町7番1号

　　賠償の相手方 長崎県五島振興局長 廣 田 義 美

2 和解の趣旨

平成29年8月7日、市の小型貨物自動車（長崎44み7430）が、五島市福江町の五島振興局駐車場に設置していたバリカーに接触し、当該バリカーを損傷した交通事故について、市は、当該事故の責任を全て認め、当該事故により生じた損害を全て賠償する。

3 損害賠償の額 五島振興局駐車場バリカー修繕費 46,440円

